

被災地の復興を支援するため被災地で施設整備等を行う、被災していない法人に対する優遇措置について

○被災地復興のため、市町村等が策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人（被災地以外の法人を含む）が実施する整備事業等について優遇措置を講ずる。

被災地・被災地域外

被災地域、被災地域外の被災していない法人が小規模の事業所を新規開設

- ◇社会福祉法人
- ◇一般社団・財団法人
- ◇NPO法人 等

※一部事業においてNPO法人等を融資対象に追加

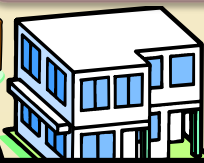


被災により孤立した高齢者及び障害者は自宅での介護を受けることが困難に

住み慣れた地域で必要な介護サービス等を継続的・一体的に受ける

3次補正

⇒当初5年間無利子
6, 7年目 通常金利より優遇
8年目以降 通常利率



認知症グループホーム



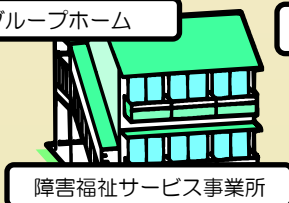
訪問介護事業所



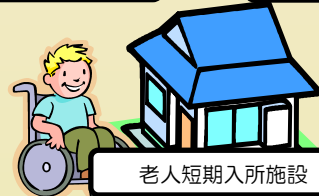
障害福祉サービス事業所



小規模多機能



障害福祉サービス事業所



老人短期入所施設



老人デイサービス

地域包括ケア

市町村が策定する都市計画等の区域

政策融資と雇用政策の連携

- 福祉人材の雇用創出
- 福祉人材の県外等への流出防止

地域コミュニティの復興

- 施設サービスの代替として地域密着型等の小規模施設を整備

- ◇工期が短縮できる
- ◇建築コストが安い
- ◇人材流出防止